

# 進路通信

～働き続ける人になるために～



(特別号)

県立阪神昆陽特別支援学校

進路指導部

令和8年 2月17日

## 【進路指導部長より】

先日、中小企業家同友会主催の「しごと体験フェア（阪神地区）」に1年生が参加しました。どの生徒も緊張しながらも各ブース担当者の説明を集中して聞き、一生懸命に体験に取り組んでいる姿が印象的でした。1年生の皆さんが今回の経験を活かし、働き続ける人を目指して今後もしっかりと努力を続けてくれることを期待しています。

しごと体験フェアの閉会式で同友会の阪神支部長のお話や、全体会終了後に行われた企業の方と進路担当の意見交換の場でお伺いをした話を紹介します。参加した1年生はもちろん、次年度進路を決める年になる2年生、卒業を控え、もうすぐ社会人となる3年生にも考えてほしい内容でした。

〈同友会阪神支部長から〉

**「働く」とは…「働く」の語源は、「傍（はた）を楽（らく）する」が由来である。**

→傍（はた）は周囲の人や他者を指し、相手の重荷を取り除いて楽にしてあげる行為を「はたらく」と呼ぶようになりました。

つまり、働くことの本来の意味は、「お金を得るための労働」ではなく、他の人の負担を減らす「他者貢献（誰かの役に立つ）」ということになります。もっと具体的に言うと、自分のお仕事は、他の誰かの「ありがとう」のために行うものである。その結果として、お給料をもらうことができると考えてください。働き続ける人を目指す皆さんには、何のために働くのかを心に留めておいてほしいと思います。

〈意見交換の場から〉

**A社「企業が求める人材は、向上心がある人。」**

**B社「阪神昆陽の生徒はとても真面目。でも、もっと積極的に…。」**

**C社「社会には様々なお仕事がある。自分に合う仕事をしよう。」**

A・B社の方からは、阪神昆陽の生徒をととてもご評価いただきました。ですが、もっと自分から質問したり、作業に取り組んだりすると印象が良くなることも教えていただきました。

C社の方からは、皆さんの活躍できるお仕事は社会の中にはたくさんあることを知ってほしいとお話を聞きました。進路担当としても、得意や強みがあることは素晴らしいことですが、「これしかできない（やらない）」ではなく、自分の可能性を広げるために、様々なチャレンジをしてもらいたいと思います。



卒業後の進路選択として、企業就労以外のものもあります。卒業後もそれぞれのペースで、働き続ける力をつけるための進路になります。特別号で紹介していきます。

## ～①訓練校～

本校を卒業時の進路先の一つとして、障害者職業訓練校があります。入学するためには試験があります。訓練期間は原則一年間です。兵庫県には3つの訓練校があります。3校とも授業料は無料で、訓練手当が支給される場合が多いです。

訓練校のホームページで詳しい内容を見たり、学校を通じて案内をお配りするオープンキャンパスに参加したりして、各校の雰囲気や訓練の様子について調べておくことをお勧めします。

### ①国立県営兵庫障害者職業能力開発校（伊丹の訓練校）総合実務科

場所…伊丹市東有岡4-8（JR伊丹駅徒歩約10分）

定員15名

### ②阪神友愛食品（株）能力開発センター（西宮鳴尾浜の訓練校）食品流通科

場所…西宮市鳴尾浜3-10-1（阪神甲子園駅からバスで約15分）

定員15名

### ③兵庫県立障害者高等技術専門学院（玉津の訓練校）総合実務科

場所…神戸市西区曙町1070（JR明石駅からバスで約20分）

定員15名

## ～②就労移行支援～

ここからは障害福祉サービスを紹介します。障害福祉サービスを利用するためには、役所の障害福祉課での手続きが必要となります。その前段階として、地域ごとに異なりますが、相談支援事業所と繋がっておくことで必要な情報がいただけたり、手続きまでのサポートを受けることができたりします。まずは、就労移行支援です。

就労を希望しているが、卒業してすぐの就労にはまだ早いと思われる場合や、もう少し力をつけてからと思われる場合に行く事業所です。

一般企業で就労するために必要な能力、知識の向上のために訓練を行います。訓練内容は事業所によって様々で、大きく分けて二つに分類されます。一つ目は作業を中心に行っている事業所、二つ目はパソコンや職場のマナー等を中心に行っている事業所等があります。

工賃は事業所によって違い、0円から3万円ぐらいまでと様々です。利用期限は基本的には2年以内になっています。見学や体験利用ができるので、利用を希望される場合は、調べておきましょう。

## ～③自立訓練～

次に障害福祉サービスの自立訓練を紹介します。

自立（生活）訓練とは、障害のある人が自立した生活を送ることができるように、日常生活で必要となるさまざまな能力の維持や向上のための訓練などをおこないます。障害のある人への支援「障害福祉サービス」のひとつです。

社会生活に必要なスキルを身につける訓練の提供や、自立した生活を送れるようサポートするサービスです。利用期限は基本的には2年以内になっています。

## ～④就労継続支援A型、B型の事業所～

次は就労継続支援A型と就労継続支援B型の事業所について紹介します。

### ○就労継続支援A型

就労継続支援A型は、障害福祉サービス「利用」の福祉就労であると同時に、ハローワークを通じての「就労」でもあり、雇用契約が結ばれます。最低賃金（兵庫県は1,116円〈令和7年10月より〉）以上が保障されています。労働時間は4時間ぐらいの事業所が多いですが、6時間の事業所もあります。週5日、1日4時間働いたとすると、8万円ほどの収入になります。

支援者がいるので、困ったこと等があれば聞きやすい環境で仕事ができます。就労移行支援のように利用期間の制限はなく、十分に時間をかけて企業への就職を目指すことができます。

作業内容は、軽作業（チラシの封入など）、クリーニング、調理補助などがあります。毎日安定して継続して働くことが条件です。企業就労に近い形態です。

### ○就労継続支援B型

就労継続支援B型は、福祉就労です。就労移行支援に向かう前のステップとして利用される場合が多いです。働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。工賃は兵庫県の場合、平均2万円／月（令和6年度）ほどです。

作業内容は事業所によって異なります。パンやデザート製造や販売、木工製品作り、チラシの封入、清掃、簡単な部品作りと様々です。

作業内容など、自分に合った事業所を選ぶことが大切です。見学や体験利用ができますので、調べておくほうがいいと思います。

利用期間の制限はありません。特別支援学校卒業後すぐの利用を希望される場合は、令和7年10月よりスタートした就労選択支援事業所による「就労選択支援」を事前に受ける必要があります。

どの選択が上で、どの選択が下、ということはありません。将来働き続ける人になるため、今しっかりと力をつけて考えていきましょう。